

## 12ヶ月未満の在学期間の取扱いについて

平成23年3月16日

大学院医学研究科委員会承認

大学院医学研究科における在学期間は、同一年度内において12ヶ月に満たない場合にあつては、大学院学則第12条第1項及び第2項に定める在学期間に算入しないものとする。